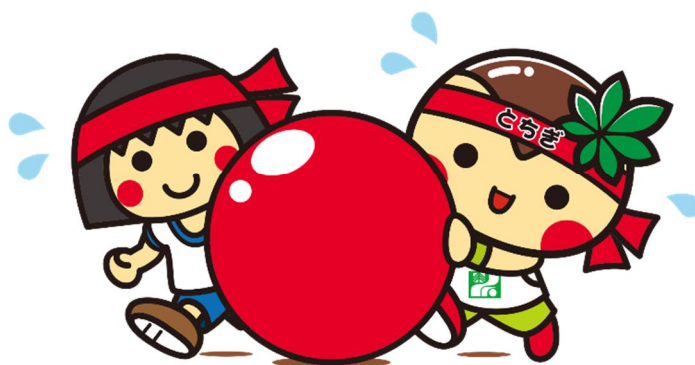


新型コロナウイルス感染症
学校における対策マニュアル



栃木県教育委員会

令和5(2023)年5月22日

目 次

1	新型コロナウイルスについて	1
2	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動の在り方	1
3	平時における感染症対策	1
	(1) 児童生徒等及び教職員の健康観察	1
	(2) 日常の感染症対策	2
	(3) 身体全体の抵抗力を高める	4
4	感染流行時における感染症対策	4
	(1) マスクの取扱い	4
	(2) 活動場面ごとの感染症対策	4
5	出欠等の取扱い	6
	(1) 学校保健安全法施行規則に基づく出席停止として扱う場合	6
	(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	6
	(3) 教職員が感染者となった場合	7
	(4) その他留意事項	7
6	臨時休業の対応	8
7	配慮すべき事項	8
	(1) 情報通信技術（ICT）の活用	8
	(2) 児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導	8
	(3) 新型コロナウイルスワクチンと学校教育活動	8

【資料編】

○学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー

新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル

1 新型コロナウイルスについて

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」は、コロナウイルスのひとつである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや「重症急性呼吸器症候群（SARS）」、2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスがある。

令和2（2020）年2月22日に県内1例目の新型コロナウイルス患者が確認されてから、約3年後の令和5（2023）年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となった。

2 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動の在り方

令和5（2023）年5月8日以降の学校教育活動については、通常授業はもとより、学校行事、校外活動、部活動など全ての教育活動について、効果的な換気・手指衛生等の感染対策を講じた上で通常どおり実施する。

これまで、感染対策の観点から児童生徒同士のふれあいを基盤とした集団的な活動や体験的な活動が制限されてきた。

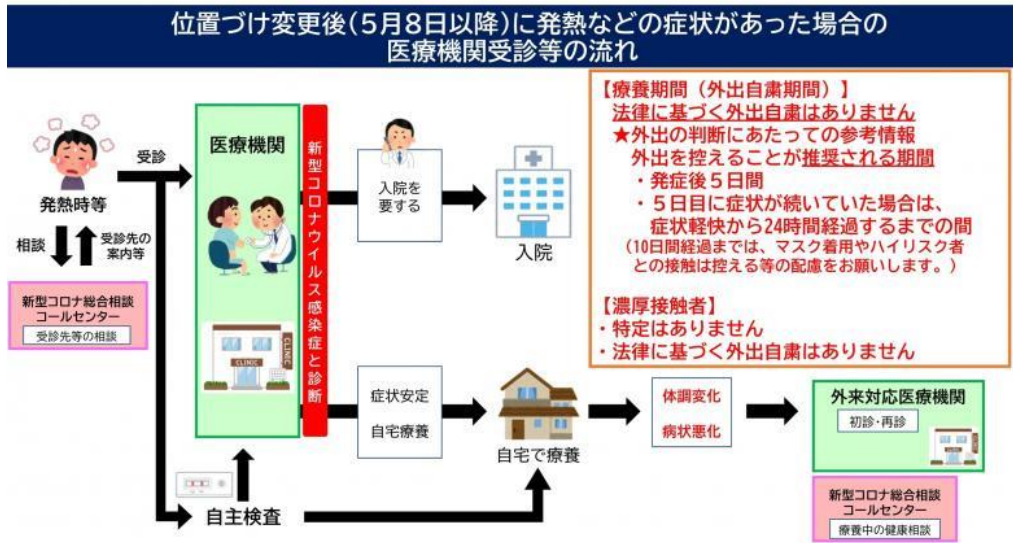
5類感染症へ移行後の学校教育活動においては、これまで制限されてきた活動のうち、真に必要なものを積極的に回復させるとともに、GIGAスクール構想の下で生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの在り方への進化を図っていくことが重要となる。

3 平時における感染症対策

（1）児童生徒等及び教職員の健康観察

日々の健康観察については、以下のように対応する。

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には無理をして登校しないよう周知・呼びかけを行い、児童生徒等の保護者に対して理解と協力を得るよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状をもって登校を一律に制限する必要はない。この際、診断書等の提出も求める必要はない。
- ・家庭と連携し、児童生徒等の健康状態を把握する。その際、健康チェック表の提出は不要とする。
- ・校内で発熱や咳等の症状が確認された児童生徒等は安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。また、受診を勧め受診状況や結果を聴き取り状況に応じた対応をする。その際、児童生徒本人や保護者の意向に基づかず医療機関の受診や検査キットによる自己検査を求めることのないようにする。



栃木県ホームページより

(2) 日常の感染症対策

以下のような基本的感染対策が重要となる。

①こまめな手洗いの指導

学校での登校時、給食（昼食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会にこまめな手洗いを行うように指導する。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことや、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。なお、手指用消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものである。これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者にも励行する。

(参考) 厚生労働省「正しい手洗いの方法」

<https://www.mhlw.go.jp/content/hthw1.pdf>

②換気

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。エアコン利用時においても換気は必要であることに留意する。

ア 常時換気の方法

- ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。
- ・窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とするが、上の窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓を開けることも必要である。

イ 換気設備の活用と留意点

- ・学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・換気設備の換気能力を確認し、人数に必要な換気能力が足りない場合、窓開け等に

よる自然換気と併用する必要があることに留意する。

- ・換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにする。

ウ 季節に応じた換気の留意点

(夏季)

- ・光化学スモッグや高温など気候上外気を大量に入れかえることが難しい場合は、児童生徒等の健康観察を行いながら、可能な限りの換気や出入口を開ける対応などを検討する。

(冬季)

- ・冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。
- ・換気により室温を保つことが困難な場合が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ・室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるために有効である。

エ 機器による二酸化炭素濃度の計測

- ・十分な換気ができているかを把握し、適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師の支援を得つつ、換気を目安として CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられる。

(参考) 感染拡大防止のための効果的な換気について

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki_teigen_2220719.pdf

(参考) 学校環境衛生基準

換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。

③咳エチケット等の指導

咳エチケットとは、咳・くしゃみをする際、ティッシュやハンカチ、袖、肘の内側などで口や鼻を抑えることである。他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に指導する。

④マスクの取扱い

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、登下校時に通勤ラッシュ等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等で医療機関や高齢者施設を訪問する場合などにおいては、マスクの着用を推奨する。

また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望した

り、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱については、差別・偏見等がないよう適切に指導する。

⑤学校内の清掃・消毒

学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であるので、一時的な消毒の効果を期待するよりも、以下のような清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することの方が重要である。

- ・共同作業を行うことが多いため、換気のよい状況で行う。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は必要ない。
- ・共用の教材、教具、情報機器や清掃道具などについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

(3) 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「栄養バランスの取れた食事」を心がけるように指導する。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されている。

4 感染流行時における感染症対策

地域や学校で感染が流行している場合には、平時における感染対策のほかに、一時的に以下のような対策を講じる。

(1) マスクの取扱い

教職員がマスクを着用する又は児童生徒等に着用を促すことが考えられるが、着用を強いることのないようにする。

(2) 活動場面ごとの感染症対策

①各教科等

以下に示すような感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たって、場面に応じて一時的に、「触れ合わない程度の距離の確保」・「近距離・対面・大声での発声や会話を控えること」等の措置を講じる。

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・児童生徒が対面形式となるグループワーク | |
| ・一斉に大きな声で話す活動 | 【各教科等共通】 |
| ・グループで行う実験や観察 | 【理科】 |
| ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏 | 【音楽】 |
| ・共同制作等の表現や鑑賞の活動 | 【図画工作、美術、工芸】 |
| ・グループで行う調理実習 | 【家庭、技術・家庭】 |
| ・組み合ったり接触したりする運動 | 【体育、保健体育】 |

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒については、参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重する。
- ・特別支援学校における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施する。

②学校行事

儀式的行事のほか、体育的行事、文化的行事、その他の学校行事の実施に当たって一時的に①で述べた対策を講じることのほか、以下のような措置を講じることが考えられる。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう丁寧な説明・情報発信を行う。

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ・アルコール消毒薬の設置
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

③部活動

一時的に①で述べた対策を講じることのほか、以下に留意しながら活動を行う。

- ・生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・活動時間や休養日については「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準拠するとともに、実施内容に十分留意すること。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等のもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大の防止に留意すること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、感染拡大の防止に留意すること。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にも留意すること。

④食事をとる場面

児童生徒等に食事の前後の手洗いを指導するほか、一時的に①で述べた対策を講じる。

⑤登下校

通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合にはマスクの着用を推奨する、帰宅後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行う。

スクールバスの利用に当たっては以下の措置が考えられる。

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには乗車を見合わせるよう呼び掛ける。
- ・利用者の手洗いや咳エチケット等を徹底する。

また、地域や学校において感染が流行している場合などには、可能な範囲で運行方法の工夫等を行い、過密乗車を避けることも考えられる。

⑥健康診断

健康診断の実施に当たって、特に地域や学校において感染が流行している場合などには、児童生徒等が密集しないようにし、会話や発声を控えるよう指導する。

5 出欠等の取扱い

(1) 学校保健安全法施行規則に基づく出席停止として扱う場合

①児童生徒等が感染者となった場合

当該児童生徒等は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止とする。新型コロナウイルス感染症においてこの期間を短縮することは基本的に想定されない。

なお、児童生徒が新型コロナウイルスに感染し、療養を開始する際または出席停止期間を経て登校する際のいずれにおいても医療機関が発行する証明書等は必要ない。

発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

②体調不良者のうち、医師等から登校を控えるよう指示された等、感染症にかかっている疑いがある場合

学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止とする。

(参考) 学校保健安全法施行規則第19条第4項(出席停止の基準)

第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(参考) 学校管理運営問答集第19集

【問 134】病欠欠席をしていた児童生徒が感染症と診断されたため、出席停止を指示しようと考えています。その場合、出欠の記録に当たり出席停止の扱いは欠席開始の日にさかのぼるのか、それとも感染症と決定した日以後とするのがよいでしょうか。

〔答〕 病欠欠席開始の日にさかのぼって出席停止として扱うことができます。

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、

校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能とする。

【例】

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの理由で、他に手段がなく、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ・「医療的ケア児」や、呼吸器の機能の障害や基礎疾患等がある児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合
- ・児童生徒等が医療機関で新型コロナワクチン接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合
- ・新型コロナワクチン接種後に体調不良となった等、副反応と思われる症状で自宅休養した場合

(3) 教職員が感染者となった場合

必要に応じて傷病休暇を取得できる。

(参考) 令和5(2023)年5月2日付け高校教育課長通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の教職員のサービスの取扱いについて(通知)」

(4) その他留意事項

①濃厚接触者の取扱いについて

以下の者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等

このほか、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知)を参照すること。

6 臨時休業の対応

児童生徒等や教職員の感染が確認され、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、臨時休業を行う。

休業開始の判断は、学校医等の意見を踏まえ学校の設置者と協議を行う。

学級閉鎖 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

学年閉鎖 複数の学級を閉鎖し、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校閉鎖 複数の学年を閉鎖し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

期間は5日程度（土日祝含む）を目安に感染の拡大状況を踏まえて判断する。

7 配慮すべき事項

（1）情報通信技術（ICT）の活用

平成30年の著作権法改正により授業目的公衆送信補償金制度が創設され、予習・復習・自宅学習用の教材等の著作物をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に限り送信することなどが可能となっている。今後の感染拡大により、児童生徒が登校できないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンライン教材の配信や、同時双方向型のオンライン学習等を含めた家庭学習について、試行的な実施を通して課題を明らかにし、あらかじめ準備しておく。

「GIGAスクール構想」に基づきICT環境が整備されたことを踏まえ、通常の授業において、日頃からタブレット端末等を活用した指導の工夫・改善に取り組み、ICT活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るとともに、個別最適化した学びを推進する校内体制を早急に整える。

（2）児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒の心身の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する必要がある。

（3）新型コロナワクチンと学校教育活動

児童生徒等に対するワクチンの接種は強制ではなく、本人や保護者の判断が尊重されるが、一方で、ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。さらに、ワクチン接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種を受けることができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要である。

ワクチン接種歴を把握する必要がある場合には、個人情報としての取扱いに十分に留意すること。

学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合のフロー

